

渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する現状

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会

1 国の数値目標

2007年11月に策定された第3次生物多様性国家戦略では2012年に開催されるラムサールCOP11までに10か所の新規登録が目標とされ、COP10で4か所登録されたので、COP11までに少なくとも最低6か所が新規登録される。

2 登録の国内基準

- ①国際的な基準(クライテリア)を充たしている
- ②国指定鳥獣保護区特別保護地区等(他には国立公園・国定公園、自然環境保全地域、生息地等保護区)として保全が担保されている
- ③地元自治体から賛意を得られたもの

3 ①の要件

ラムサール条約湿地候補地検討会でクライテリアを充たして全国の湿地について検討した結果、本年9月30日、環境省が渡良瀬遊水池を含む172か所の湿地をラムサール条約湿地の潜在候補地として選定したことを公表した。

4 ②の要件

従来、渡良瀬遊水池を条約登録するためには、最終的に国指定鳥獣保護区特別保護地区にすることが必要と考えられていたが、現状では「銃器に係る特定猟具使用禁止区域(いわゆる銃猟禁止区域)」に指定されているだけである。栃木県の第9次鳥獣保護計画の中で鳥獣保護区指定が計画されていたが、周辺住民から、特に、野鳥による被害があるとの反対から指定が保留され、今次の第10次鳥獣保護計画でも鳥獣保護区指定が計画されていますが時期については未定になっていた。国指定についての目処は立っていなかった。

NGOは、ラムサール条約のガイドラインでは、登録後に保護区の指定が求められていないのだから、②の要件自体の見直しが必要であるし、仮に保全の法的担保を登録のための国内要件とするにしても、環境省所管の自然保護に関する法律での保護区の指定ということに限らず、例えば河川法で管理されている湿地についても保全の法的担保があると言えるのではないかと指摘してきた。

国土交通省が今春、3月末に湿地保全・再生基本計画が策定される渡良瀬遊水池につ

いて、河川法を担保に条約登録することができないかと環境省に協議を求めたが（河川局河川環境課安田吾郎河川環境保全調整官は今春来日したラムサール事務局アジア担当官にも状況説明し、また4月8日にはラムサール・ネットワーク日本のメンバーに対しても状況説明を行った）、環境省では潜在候補地選定作業を優先していたため、環境省で十分検討ができていないとして未だ協議の結論は出ていない。

利根川上流河川事務所藤山所長は、9月20日の栃木市文化会館でのフォーラムの来賓挨拶で「国土交通省と環境省が協議中であること」に言及し、「協議が整ったら、地元と話し合いたい」と発言。

環境省自然環境局野生生物課亀澤玲治課長は、10月1日に参議院議員会館で行われたラムサール条約登録湿地を増やす議員の会（会長は川口元外務大臣、事務局長は谷博之参議院議員）の勉強会で、「今後飛躍的にラムサール条約湿地の登録を増やしていくためには、河川法との連携が必要と考える」と保全の法的担保に関する見直しの可能性を示唆。

以上の状況からすれば、国土交通省と環境省の間での河川法をラムサール条約登録の保全の法的担保とすることについての協議は、近いうちにまとまっていく可能性が高い。

当会では、10月1日に、環境大臣と国土交通大臣に、河川法を保全の法的担保にした条約登録を求める要望書を提出している。

5 ③の要件

従来、渡良瀬遊水地の条約登録に関しては、鳥の食害があるということで鳥獣保護区指定に関しての地元住民の反対や、ラムサール登録されることで遊水地の治水事業に支障が出るのではないかと懸念などによって、地元住民の賛意を得ることの困難が指摘され、地元自治体、議会も慎重姿勢を崩さなかった。

しかし、今回、国土交通省が環境省に河川法を保全の法的担保とすることの協議を求め、実質的に国土交通省が遊水地の条約登録を打診したことで、この協議が整えば、国指定鳥獣保護区特別保護地区にする必要もなくなり、また、国土交通省自らが治水と両立した形でのラムサール条約湿地の保全・再生を行うことを宣言することになるので、地元が反対する理由がなくなってしまう。

今まで国土交通省は治水優先でラムサール条約湿地への登録について消極的と受け止めていた地元自治体、議会、住民は、国土交通省の劇的な変化を十分把握していない。

特に過去に洪水被害等で辛酸をなめた小山市生井地区や栃木市藤岡地区では、治水問題は重要であり、今でもラムサール条約と聞いただけで拒否反応をする住民も多く、この地元の誤解を早急に溶解させていくことが必要。

当会でも、行政と連携を取りながら、現在の遊水地を巡る状況を正確に伝えることに

重きを置いており、議員との懇談会、各地での勉強会、9月20日のフォーラムを実施してきた。それと並行して、4市2町のすべての議会で渡良瀬遊水地の登録を求める意見書採択して内閣総理大臣、環境大臣、国土交通大臣に提出することを求める陳情、請願活動に取り組んでおり、9月28日には小山市議会で陳情が採択された。12月議会には残り3市2町にも陳情、請願を行う予定である。

当会が把握している4市2町の状況

小山市は2008年に治水を前提に条約登録推進の方針を打ち出しており、今回議会も陳情を採択した。地元住民へ理解を求めるため説明会等を開催予定。

栃木市は、藤岡地区の意向を見ながら条約湿地登録についての態度決定をしていく方針。藤岡地区では11月に地元住民に対する説明会（主催はNGO）を開催して、藤岡地区選出の議員の協力も得られる予定。

野木町は、基本的に条約登録賛成の立場。但し、地元住民への説明を行っていく。

古河市、加須市、板倉町は、栃木市の動向を注目しており、栃木市が登録賛成の方針を打ち出すと同調していく可能性が大きい。